

「特別転籍に関する検証委員会」報告書

2008年6月9日

立命館大学の特別転籍に関する検証委員会

はじめに

本検証委員会は、立命館大学が今春実施した特別転籍に係る問題を契機として、これまで実施されてきた特別転籍の目的、プロセスおよび結果を検証し、あわせて特別転籍をめぐる学校法人立命館ならびに立命館大学の管理運営についても検証をおこなった。

本報告書の構成は、次のようになっている。まず第 1 に、今回を含めこれまで 4 回にわたり実施された特別転籍の目的・内容、実施の経緯をたどり、特別転籍実施の背景を明らかにしている。第 2 に、特別転籍について、入学試験の透明性とアドミッションポリシー、学生の成長、教育の機会選択の公平性、私学助成および大学設置認可基準、教学条件の改善、ならびに管理運営の 6 つの観点から検証している。第 3 に今後の学校法人立命館ならびに立命館大学にとっての教訓を述べている。

特別転籍に関する検証結果は本報告書に詳述されているが、特別転籍という措置が入学試験の透明性・公平性の観点から問題であったばかりでなく、当該学部を志望し入学した学生の立場を軽視し、もっぱら大学経営のみを重視したように社会に受け取られ、大学改革を先導すると評価されてきた立命館の評判を著しく損なったことは、まことに残念である。また、私学助成金の削減等の処分を通じ、結果として行政からの厳しい問題点の指摘と見解を招いたことは、私学の責任ある自主自立の維持・確保の点からみても、きわめて遺憾なことであった。ただし、特別転籍の問題点を指摘された後、立命館大学が特別転籍を今後おこなわないことを速やかに表明したことは、適切な判断であった。

本報告書は、学校法人立命館ならびに立命館大学に対する報告ではあるが、同時に、上記のような意味で強い社会性を帯びており、検証委員会のこの報告自体が社会的説明責任を果たせるものでなければならぬと考えている。本報告書が、今後の立命館大学の教学と学校法人立命館の経営に資する教訓となり、かつ学外の諸関係者のご理解を得られるものであれば幸いである。

なお、検証委員会は、2008 年 5 月 14 日、6 月 4 日、6 月 9 日の計 3 回にわたって開催された。

・特別転籍実施の背景と経過

1．特別転籍およびその実施の背景

立命館大学の転籍制度は、「立命館大学学則」「立命館大学教務事務取扱規則」において規定されており、2 回生、3 回生に進む際に、転籍希望理由と学業成績の書類審査および面接を踏まえて他学部および他学科に移動する制度である。一方、いわゆる「特別転籍」はこれら学内諸規程に定めを置かず、大学の判断による特別な転籍として先例に基づき慣行的に実施されてきたものである。具体的には、後述する手続きに従い、入学定員を大幅に超過する入学者が出た年度に限り、当該学部・学科の新入生を対象として、入学直後の 4 月に転籍の募集をおこない、本人の転籍希望と保護者の承諾を前提にして、

その意欲と動機、転籍先学部で学習する為の基礎学力等を見極める審査を実施した上で認めるものであった。

その際特別転籍は、大学設置認可申請の基準（既設の学部の入学定員超過率が一定数を超えていないこと）および私学助成金交付の基準（学部等の収容定員・入学定員の超過率が一定数を超えていないこと）を重視しつつ、開講クラス、教員体制、教育施設等に係る対応措置に加えて定員超過による教学条件の悪化を改善するための手立てとして実施されてきた。また、特別転籍決定のプロセスは、転籍を募集する学部での特別転籍実施の審議を経て、常任理事会で審議および決定し、各学部での了承を得た上で実施するというものであった。

なお、上記およびの条件を重視する直接の動機は、新たな設置認可申請の障害を避け、また私学助成金の不交付を回避することであったと判断されるが、その背景にはさらに次に述べるような理由があるものと考えられる。

第一に、大学設置認可申請基準との関係である。立命館大学は、学問の発展と新たな教育分野への社会的要請に応えることが、大学の社会的責任を果たす上で極めて重要であると考え、これまで新しい学部や学科の新設を積極的におこなってきた。大学設置認可申請基準を満たしえない場合は、上述のような社会的要請に応えることができないため、これをクリアすべく何らかの対策が必要であると大学側では考えていた。

第二に、私立学校に対する助成の措置を規定する私立学校振興助成法は、「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする」と定めていることから、立命館大学において、私学助成金の獲得は、教育条件の維持および向上、学費の上昇を抑制し適切な水準を維持する上で重要かつ不可欠なものであると認識しており、私学助成の対象となる諸基準をクリアすることは、こうした目的を達成する上で必要なものと大学では考えていた。

第三に、教学条件改善との関係である。立命館大学の教育課程の特色として、全学部において1回生に配置されている「基礎演習」あるいはそれに相当する科目は、少人数授業として開講され、立命館大学の専任教員が担当する科目となっている。入学定員の大幅な超過は、少人数授業の運営を非常に難しいものにすることから、教学条件改善策として、特別転籍を含めて何らかの対策が必要であるということは、大学全体の共通理解となっていた。

以上のように、大幅な入学定員を超過する入学者の存在は大学全体として解決すべき課題であると認識されてきたのであった。このような大学全体の合意または理解のなかで、大学の判断として特別転籍は実施されてきたと認められる。

2. 特別転籍実施の経過

立命館大学では、1993年度(文学部哲学科、国際関係学部)、1994年度(理工学部)、1999年度(政策科学部)、2008年度(生命科学部)の合計4回の特別転籍が実施されており、各々の転出、転入の状況は下記のとおりであった。

(1) 2008年度 生命科学部からの特別転籍

教学上の改善

生命科学部は、「基礎演習」を1クラス増、「初修物理」も1クラス増をおこなった。

特別転籍に関わる入学定員超過率、収容定員超過率、私学助成金基準との関係

2008年度の大学設置認可申請上の基準は、過去4年間の入学定員超過率の平均が1.30倍未満であることであった。また、私学助成金不交付の基準は、入学定員超過率が1.40倍であった。

2008年度に設置した生命科学部の入学定員超過率は1.48倍(入学手続終了時)であった。生命科学部は届出により新設した学部であり、私学助成金の交付対象となるか否かは明確ではなかったが、教学条件の改善の必要性和私学助成金不交付の基準である入学定員超過率1.40倍を考慮し、募集人数を25名とした。

生命科学部からの転籍者数

転籍先学部・学科	人数
薬学部薬学科	3名
理工学部建築都市デザイン学科	1名
法学部	2名
経済学部	1名
経営学部	1名
合計	8名

(2) 1993年度 文学部哲学科、国際関係学部からの特別転籍

教学上の改善

文学部哲学科は、「研究入門」「英語」「スポーツ技術研究」のクラス増をおこなった。国際関係学部は、「基礎演習」を2クラス増、「英語」1クラス増、「スポーツ技術研究」1クラス増をおこなった。

大学設置認可申請基準と私学助成金交付基準

1993年度は、収容定員超過率が1.5倍以上の学部がある大学は、原則として学部設置および定員増が認められないことになっており、実際の運用は、1.3倍を超えた場合、指導対象とされていた。

1993年3月の理工学部数学・情報の博士課程後期課程設置認可時の文学部哲学科の収容定員超過率は1.304倍であったので、上記の基準に基づき、文学部哲学科の収

容定員超過の是正が「留意事項」となった。1993年4月の新入生の入学により収容定員超過率は、1.36倍に拡大した。この時点で設置認可申請の基準は下回っていたが、1993年度に認可申請を計画していたことから、教学条件の改善をおこないつつ、収容定員超過率の是正を図ることを目的として特別転籍が実施された。

また、1993年度の新入生の入学手続き完了時（3月下旬）に、国際関係学部の収容定員超過率は1.293倍となり、設置認可申請基準を下回っていたが、教学条件を改善することと収容定員超過率の是正を図ることを目的として特別転籍が実施された。

なお、いずれの学部の場合も入学定員超過率および収容定員超過率は、私学助成金不交付の基準（入学定員超過率が1.65倍又は収容定員超過率が2.1倍）には達していなかった。

文学部哲学科からの転籍者

転籍先学部・学科	人数		
	1回生	2回生	合計
法学部	2名	6名	8名
経済学部	-	1名	1名
経営学部	1名	5名	6名
産業社会学部	-	3名	3名
文学部 文学科	1名	-	1名
合計	4名	15名	19名

国際関係学部からの転籍者

転籍先学部・学科	人数		
	1回生	2回生	合計
経営学部	1名	-	1名
文学部 文学科	1名	-	1名
合計	2名	0名	2名

(3) 1994年度 理工学部の特別転籍

教学上の改善

所要の改善措置がとられたものと考えられる。しかしながら、クラス数増等、教学改善に関する具体的な資料を見いだすことができなかったことは遺憾である。

大学設置認可申請基準と私学助成金交付基準

1994年度は、収容定員超過率が1.5倍以上の学部がある大学は、原則として学部設置および定員増が認められておらず、実際の運用は1.3倍を超えると指導対象とされていた。

理工学部は、入学定員超過率が 1.274 倍であったが、教育の基礎的な条件整備の観点から定員超過率の是正をおこなうことを目的として理工学部内での転学科を実施した。

なお、この年度についても入学定員超過率および収容定員超過率は、私学助成金不交付の基準(入学定員超過率が 1.60 倍又は収容定員超過率が 2.0 倍)には達していなかった。

理工学部の転籍者

入学学科	転籍先・学科	人数
情報学科	数学物理学科	2 名
	土木工学科	2 名
	電気電子工学科	4 名
	化学科	2 名
生物工学科	数学物理学科	1 名
	電気電子工学科	1 名
	化学科	2 名
環境システム工学科	数学物理学科	2 名
	土木工学科	1 名
	電気電子工学科	2 名
合 計		19 名

(4) 1999 年度 政策科学部からの特別転籍

教学上の改善

政策科学部の 1 回生小集団クラスを 2 クラス増やした。また、「英語」2 クラスおよび「ドイツ語」1 クラス増をおこなった。

大学設置認可申請基準と私学助成金交付基準

1999 年度の大学設置認可申請上の基準は、過去 4 年間の入学定員超過率の平均が 1.30 倍未満であることであった。また、私学助成金不交付の基準は入学定員超過率が 1.47 倍以上、収容定員超過率が 1.74 倍以上であった。

政策科学部の 1999 年度の入学定員超過率は 1.52 倍、過去 4 年間の入学定員超過率の平均は 1.23 倍、収容定員超過率は 1.24 倍であり、入学定員超過率が、私学助成金の不交付基準を上回る状態であった。教学条件の改善、私学助成金不交付基準および将来における学部、大学院の設置認可を視野に入れて特別転籍を実施した。

政策科学部からの転籍者

転籍先学部・学科	人数
法学部	4名
産業社会学部	1名
国際関係学部	14名
文学部	6名
理工学部	1名
合計	26名

(5) 2008 年度生命科学部の特別転籍に関する経過

3月17日(月) 入学試験最終合格発表

3月25日(火) 入学手続締切日

教学担当責任者参加のもと生命科学部・薬学部設置委員会執行部会議
で特別転籍に関する審議

3月26日(水) 常任理事会で特別転籍の実施を決定

3月31日(月) 副学部長会議で特別転籍の実施に関する調整

4月2日(水) 常任理事会で特別転籍募集要項について審議

4月3日(木)～7日(月)特別転籍の出願期間

4月7日(月)午前中 特別転籍締切り。募集人数 25 名に対して、保護者の承諾を得た転籍希望が 8 名あった。

午後 面接を実施し、その後の生命科学部・薬学部運営会議で転籍について審議承認

4月8日(火) 転籍の選考結果を学生に通知。各学部で転籍受入を決定するとともに転籍に対する履修ガイダンスを個別に実施

4月9日(水) 生命科学部と教学部で特別転籍の相談・受付の延長を判断

4月11日(金) 特別転籍の相談・受付の延長開始(生命科学部1回生全員にメールで通知)

4月14日(月) 夕刻 特別転籍に関する新聞報道およびその報道に関する文部科学省からの問い合わせ

4月15日(火) ホームページに生命科学部長、教学部長名で特別転籍に関する大学の考えを掲載。

文部科学省および私立学校振興・共済事業団を訪問し、状況を説明。臨時常任理事会を開催し、特別転籍を今後実施しないことを決定。

4月16日(水) 常任理事会において、記者会見内容および検証委員会の設置を確認。文部科学省および私立学校振興・共済事業団を訪問し、特別転籍を実施しない判断をおこなったことと記者会見をおこなうことを説明
夕刻に特別転籍に関する記者会見を実施

4月18日(金) 立命館大学学友会への説明

4月23日(水) 文部科学省および私立学校振興・共済事業団へ過去の経過を含めて説

明

- 4月25日(金) 文部科学省および私立学校振興・共済事業団へ過去の経過を含めて再度説明
- 5月9日(金) 文部科学省より「特別転籍に対する貴法人の見解について」の文書を受けとる。
- 5月16日(金) 文部科学省へ「特別転籍に対する貴法人の見解について」に関する回答書を送付
- 5月19日(月) 新聞報道で特別転籍の相談・受付の延長に関する報道がされる。その内容および経過について、文部科学省に報告をおこなう。
- 6月4日(水) 文部科学省から、文部科学省の特別転籍に関する見解と平成20年度の学校法人立命館に対する経常費補助金の25%を減額することが伝達される。

・特別転籍に関する検証

1. 入学試験の透明性とアドミッションポリシーの観点

特別転籍は、入学直後に転籍を募集するものであり、入学試験との関わりをまず検証する必要がある。特別転籍が、希望する学部・学科へ進学する為の入学試験の迂回路として機能したのではないかとの疑念を持たれたものであったこと、また、仮に入学直後に転籍を募集するのであれば、入学試験との関係を考慮して入学試験募集要項に特別転籍を実施する旨を明示していなかったことは、入学試験の透明性・公平性を確保しなければならない大学の責務という観点から、反省すべきである。

大学側としては、対象とする学生が新入生とはいえ、入学試験を経て入学した学生であることから、立命館大学の学生としての資質を十分に備えているとして、あくまでも在学生への転籍の問題であるとの認識を持っていた。こうした理解から、立命館大学では、特別転籍を入学試験の透明性・公平性と関係づけて考えるべきであるとの認識は希薄であった。各学部は、アドミッションポリシーに基づいた入学選抜により学生を受け入れており、特別転籍に際しても、各学部のアドミッションポリシーに配慮して行うべきであった。

もう少し具体的に、なぜ特別転籍と入学試験との関係における認識が希薄であったのかを検証する。

立命館大学は、多様な個性・能力を有した学生が集い、相互に切磋琢磨する大学創りを進めてきた。入学試験制度も、学生の個性を積極的に評価するために、スポーツ・文芸に秀でた者を選抜する入試、指定校推薦入試、附属校入試、AO入試等の特別入試の他に学力試験を課す一般入試により、学生の能力を多様に評価する入学者選抜をおこなってきた。立命館大学の入学試験は、いわゆるペーパー試験による学力の単一指標による選抜ではないと多くの関係者が強く認識している。立命館大学は学生の多様性を確保するための特別選抜を中心とした入学試験改革にいち早く取り組んだ大学として評価されている。

しかし、入学直後であるにも関わらず転籍を希望する学生が存在することから、いわゆ

る「不本意入学問題」あるいは新入生の学部選択の動機形成における不確かさへの対応という諸点が、特別転籍の背景にあったと考えることができる。こうした背景が入学試験直後に特別転籍を当然とする土壌となっており、入学試験の透明性・公平性の確保と特別転籍を関係づけて考える必要性の欠如に繋がったものと考えられる。また、多様な学生が入学することを認識しつつ、学生の選抜は学部別に行われているにも拘わらず、入学直後の学生を一括りにして、立命館大学の学生としての資質を十分に備えているとの考えに基づき転籍の判断をしたことは、反省すべきである。

なお、入学直後であるにも関わらず転籍を希望する学生が存在する状況については、完全に解決できない課題であるが、入学した学部・学科等への帰属意識を高める取り組みの検討も必要である。

2．学生からみた特別転籍の観点

立命館大学で学ぶ学生は、各学部・学科が扱う学問分野を専攻することを希望し、厳しい入学者選抜を経て入学してきた者である。大学には、彼らの希望が成就するよう教育を充実させ、かつ学修生活に支障のないよう最大限の支援をすることが求められている。いわば彼らを学習者として尊重し、それぞれの学部・学科に在籍し卒業するにふさわしい教育を施さなければならないのである。しかるに、今回の特別転籍の措置のように、厳しい入学選抜を経て入学した学生を、単に大学設置申請や私学助成の獲得を目的とした「数」と理解されるように扱ったことは不適切であった。すなわち、学習者としての学生の立場と入学選抜を経てきた学生の気概と意欲に対する配慮が欠けていたものといわねばならない。

他方、学生の成長という点から特別転籍を検証することは重要である。今回のように、学部の教育に触れる前の極めて短期間に、特別転籍という形態で自らの将来選択を求めたことは、教育上の配慮が欠けていたと考えられ、反省すべきである。学部・学科を変更するという重要な選択は、十分に自己吟味できるような、教育機関にふさわしい相談と適切な配慮を実施した上で、より適切な時期に実施すべきである。

しかし、入学決定後に学生自らの興味や関心が変化し、入学した学部において、将来的な進路の方向性を定めることができず、学習意欲が不十分で体系的な学習を進められないという学生が存在することもあり、現行の2回生・3回生時に実施する転籍制度だけではそのような学生に対して十分に応えることができないともいえる。

したがって、今後、学生が、大学で満足な学習ができなかったり、途中で放棄したりすることを未然に防ぎ、学生の希望にあった学習機会の提供や流動性を許容する制度の検討も課題である。

3．教育の機会選択の公平性の観点

先述したように、立命館大学の通常の転籍制度は、2回生、3回生に進む学生を対象にして希望する者を募り、転籍希望理由と学業成績の書類審査および面接を経て転籍が許可される制度である。ただし、転籍先学部・学科の在籍者数により転籍を受け入れない学部・学科も存在する。

現在の高等学校では、比較的早い時期に文系、理系の進路選択がおこなわれており、本人の将来展望から大学や学部選択を含めた進路選択は完全なものであるとは言えない。また、大学の学部・学科選択においても、大学での学習内容を十分理解した上で選択することは困難であり、入学後に学部・学科の変更希望をもつ学生が相当数存在していることは立命館大学においても例外ではない。このような中で、学生が、大学入学後に学習する機会を選択する制度としての転籍制度や編入学制度がある。

しかし、立命館大学がおこなってきた特別転籍は、入学者が入学定員を大幅に超過し、私学助成金交付基準等を超えた学部の新入生のみを対象とするものであった。したがって、入学者数が特別転籍の判断を必要とする程度に定員超過していない学部・学科に入学した者は転籍を申請することは許されないものであった。入学定員の超過は、大学の入学手続見込みの読み違いにより発生するものである。特定の学部の学生のみが特別転籍措置によって学部・学科を変更して大学での新たな学びの機会を得ていたという点において不公平感をもたれるものであったと判断できる。この点の認識が欠如していたのは、入学定員超過に関して、他の学部の事情よりも当該学部の学生数の確保にのみ焦点があたり、大学設置認可申請基準、私学助成金交付基準の重要性を認識した上での、当該学部のみでの教学条件の悪化をもっぱら認識・議論し、決定してきたことが原因であると考えられる。

立命館大学の特別転籍は、学部・学科・専攻等を変更するにたる学生の意欲と関心、能力に関する合理的な理由にもとづき判断され、それにふさわしい時期に実施され、かつ、全学生に公平に変更する機会が与えられるべきものとして設計されるはずの転籍制度からは逸脱した制度だと言わざるを得ない。

4．大学設置認可申請および私学助成に関する観点

いくつかの問題点を含む一連の特別転籍を長年にわたり実施してきた要因の一つに、大学設置認可申請および私学助成金を受けるための最低基準、すなわち所定の入学定員超過率を上回らないという要件を立命館大学がクリアしようとしたことがある。

大学設置認可申請は、大学が学問の発展と教育分野の新たな展開を図るために新学部を設置する際の必要不可欠の前提であり、その基準は最低限守らなければならない水準として広く認識されている。立命館大学においても同様の認識があり、今回の特別転籍の実施にあたって、新たな教学展開の障害にならないようにしようとの理解があり、学内において特別転籍を許容してきた背景になっていたといえる。

また、私立学校では私学助成を前提として、教育条件の整備や学費水準を定めている。私立学校が私学助成制度を活用して教育条件の整備をおこなうことは、当然のことである。逆にこの制度を活用しないことは、在学生に経済負担をかけることや、教育条件の改善を怠ることに繋がりがねない。立命館大学の各学部は、「国庫助成に関する全国私立大学教授会連合」に加入し、大学全体として国庫助成運動に長年に渡り積極的に取り組んできた。

しかし、特別転籍の重要な目的として、大学設置認可申請の基準や私学助成の交付基準をクリアすることを掲げ、くわえてこれを入学直後に実施したことは、特別転籍が新

たな教学展開への障害を避け、かつ私学助成を得ることのみを目的とするかのように社会的に受け取られてしまったことにおいて、反省すべきである。

なお、以上のように立命館大学が入学定員に係るこうした基準を厳守することは当然であり、またその基準が守れないからといって、形式的にそれをクリアするような便法を講じることは、立命館大学が置かれた社会的立場からして厳しく責められるべきことである。ただし、立命館大学の社会的責任を前提としつつ、なお本検証委員会としては、現行の大学設置認可申請および私学助成に係る入学定員基準の在り方について、政策的に若干の考慮の可能性があるのではないかと考えている。すなわち、今回の事例のように新設学部の入学者数の予測は、既設の学部と異なり極めて難しく、この点は他大学も苦勞をしている点である。たまたま大学設置認可申請や私学助成金交付の基準である入学定員超過率を若干オーバーする程度に入学者が超過してしまったときに、立命館大学のような問題を引き起こしてはならないものの、逆に大学が自制して形式的な対応方策を取らない場合でも、大学経営上の大きな遺憾として関係者に影響を与えるものと考えられる。このため、たとえば新設学部については、暫定的に緩やかな基準を設けたり、完成年度までは制裁を発動せず、完成年度に至ってなお状況が改善しない場合には、設置年度に遡って厳しい制裁を科したりするなど、より実態に即した制度設計が行われることも検討に値すると考えられる。これは、立命館大学の今回のケースを直接の対象として論じることではもちろんなく、全く切り離れたものとして、今後の私学政策に対する一つの考え方として述べておく。

5．教学条件の改善に関する観点

入学定員が超過した場合には、その超過者数に応じて大学設置基準に定める教員数、施設を整備することが基本となる。立命館大学では、過去の特別転籍を実施する際も設置基準はクリアしており、その限りにおいて問題はなかった。

また、それぞれの年度における私学助成を得るための諸基準を超えないがそれと近似値にある場合でも、適正なクラス規模の確保や教員の配置等教学条件の改善がおこなわれていたことも確認できた。つまり、基礎演習や外国語科目のクラス規模基準を事前に決めており、その基準に基づいて開講クラス数を判断しており、毎年、入学定員を超過した際に、特別転籍の実施と合わせて、基準通りの教学条件の整備をおこなっていたことは確認できた。さらに実験科目で利用する実験器具等の追加購入も適切にされており、適正な教学条件の改善が恒常的におこなわれる仕組みになっていたといえる。2008年度の生命科学部を含む過去4回の特別転籍においてもこの仕組みを前提としたものであった。

1993年に特別転籍を初めて判断する際に、私学助成金や大学設置認可申請基準はクリアしているものの、文部省（当時）より定員管理を「留意事項」として指摘されていることをまず重視し、その上で教学条件の改善を実施していた。1994年度は大学設置認可基準と私学助成金基準は全くクリアしており、まず教学条件の改善を重視し、その上で大学設置認可基準を重視して特別転籍を判断していた。1999年度は、私学助成金基準と

大学設置認可申請基準はクリアしていたが上限基準に近接していたことから、まずこれらを重視すべきものと認識し、その上で教学条件の改善を実施していた。なお、今回の調査で1999年度の私学助成金基準に対する立命館大学の理解は誤っており、特別転籍を実施する前の段階で私学助成金基準を満たしていなかったことが明らかになった。

立命館大学では2008年度に大学設置認可申請をおこなう予定はなかったことから、私学助成基準をクリアし、教学条件を改善することの2点が特別転籍の目的となっていた。その際の私学助成金交付基準は、生命科学部が新設であることから、入学定員超過率が、唯一の基準であった。

以上のように、過去の特別転籍の多くは、まず大学設置認可基準と私学助成金基準を重視し、その上で教学条件の改善を重視したものであったといえる。更に、立命館大学は、大学設置認可基準と私学助成交付基準をクリアすること自体が、教学条件を改善していくことであるという考えであったことも今回確認できた。こうした考え方は、4で述べたように、大学設置基準と私学助成交付基準は法人の経営と同時に、大学の教育研究水準に深く関わっており、とりわけ大学の入学定員は学部や大学院の教学条件に関わっているからである。立命館大学は、こうした理解の上にこれを「教学優先」と言っているが、結果としては今回の措置が教学条件の改善に資することとなったことであろう。

しかし、これまでの4回の特別転籍措置は、全体として、教学条件の改善よりも大学設置認可基準と私学助成交付基準を優先していることも明らかである。なぜなら、全体として、大学設置認可基準と私学助成交付基準をクリアするという目的抜きに、特別転籍を実施することはなかったからである。上述した教学優先の原則とはいっても、その中での政策課題の優先順位の問題および大学設置認可基準と私学助成交付基準という法人の経営により直接結びつく課題を優先しているとの十分な認識はなかったといえる。

また、教学条件の改善は図ってきたと言えるが、2で述べた新生に対する教学上の配慮が欠けていたことや、3で述べた入学定員超過に関して他の学部の事情よりも当該学部の学生数の確保にのみ焦点があたり、もっぱら当該学部のみで教学条件を改善してきたことは、教学上適切であるとは言えないことを改めて指摘しておく。

さらに、当然、特別転籍の措置は行うべきでなかったが、2008年度の転籍募集は学部を単位としており、教学条件の改善を目的とするのであれば、特に入学定員超過の著しい学科を対象として特別転籍の募集をおこない、より精緻な教学条件の改善を図るべきであり不適切であった。

6. 管理運営の観点

(1) 意思決定に関する点

学校法人立命館および立命館大学においては、理事会、常任理事会等の法人の意思決定をおこなう会議と大学協議会、教務会議、教学対策会議、副学部長会議、教授会、学部執行部会議、教学部会議等の大学の意思決定をおこなう会議での審議が、日常的に多様に組み合わせられて合意形成がすすめられ、法人と大学の運営がおこなわれている。

特別転籍の実施は、過去においても当該の学部執行部で審議し、教学部と相談した上で提案され、常任理事会で決定するというプロセスでなされた。今回の生命科学部の場

合は、12名の学部長理事を含む常任理事会（2007年度構成メンバー24名）で特別転籍の実施を決定した。また、個々の学生の転籍の審査および決定は、各学部で判断をおこなうこととされていた。

学校法人立命館は、大学運営と法人運営を統一的、一体的におこなうことを目的として学部長理事制度をとっている。大学運営に関する重要事項についても法人の日常業務を決定する常任理事会で審議することを通例としている。しかし、学校教育法施行規則で規定されているように、学生の転籍は教授会で審議の上で学長が決定する事項であり、特別転籍に関する措置は常任理事会で議決すべき事項ではない。したがって、これまでの特別転籍に関わる意思決定手続きに不備があったことは、反省すべきである。

この立命館の法人運営および大学運営の形態は、立命館固有のものである。私立大学における教学的な面と経営的な面とは密接不可分のものであり、学校法人が主体的かつ機動的に対処できる体制を整備することを目的として改正された私立学校法の趣旨に添うものである。一方で、日常的に学部運営、大学運営、法人運営に関する数多くの会議が、多様に組み合わされて開催され、繰り返し同じ議題を審議する合意形成、意思決定システムは、丁寧な審議をおこなうこととして重要であるが、その半面で、相互理解を前提とした経験主義的な先例に基づく判断となる傾向を伴うことは否めない。

2008年度の特別転籍の判断においては、1993年度、1994年度、1999年度の過去3回実施した特別転籍の先例に従う判断が、常任理事会および教授会でおこなわれた。この先例に基づく判断に関しては、手続きの妥当性という点で課題が残る。具体的には、先例に従う決定を前提として、転出学部側が受入学部側での審議の前に学生への転籍通知をおこなったこと、転出学部と受入学部の一部で転籍する学生の転籍判断に関して教授会から決定について委任されていない学部執行部会議等が判断し、後日の教授会で追認されたことの2点である。前者については、4月8日の授業開始に間に合うようにという学生への配慮があったこととはいえ、手続き面での課題が残る。また、後者については、学部執行部会議等への権限委譲等の改善が必要である。

特別転籍の募集期間(4月3日～7日)が終了した後の4月9日に、生命科学部と教学部でおこなった会議で特別転籍の受付・相談期間の延長を決定した。その後、4月15日に常任理事会で特別転籍を中止するまでの間、相談および受付を継続した。この「相談・受付期間の延長」は、過去の先例に基づき、常任理事会での事後承認を得るべきものとして実施されたが、この事態は、特段の判断に基づく転籍であることから、従来の手続きに照らしてみても常任理事会の審議を経た後におこなうべきであった。さらに、その後、特別転籍を実施しないという決定を公表したにせよ、学生に対して受付・相談の延長の取り止めについての通知がおこなわれていなかったことは問題である。

さらに、今回の特別転籍が社会的に批判されることになった契機についても言及しておく。学校法人立命館および立命館大学は、重要事項について附属校を含む学園全体で討議し、その意見を反映しながら決定するシステムを取り入れている。こうした学内の仕組みを活用して、問題がある場合は、まずは大学内で問題指摘をして議論すべきである。今回の特別転籍に関わっては、内部での問題提起をせずに繰り返し外部へ資料を持ち出すことがおこなわれている。こうした事態が続くことは、大学内の意思決定に関わ

っている多くの教職員等の信頼関係を損ない、上述したように日常的に審議機関での審議手続きを多様に組み合わせて合意形成、意思決定を進めている立命館大学内におけるオープンな意思決定システムを後退させかねない。教職員は、大学人らしく対話と討論により、英知を結集して問題解決に取り組む姿勢が求められる。特別転籍が長年にわたり実施されてきた慣行であるが故に、学内で問題提起をしても受け入れられないのではないかという背景があったと推察することも可能ではあるが、大学内でのオープンな討論を保障する機会が確保されているのであるから、まずは学内で議論し問題解決をおこなうことが重要である。

意思決定プロセスの明確化を図り、教職員がその事を理解した上で学部運営・研究科運営、大学運営、法人運営にそれぞれの役割に応じて参加協力することが求められている。すなわち、各機関の会議での十分な討議をおこないながらも、同時に各機関の責任者の責任を明確にし、適切な権限委譲をおこなう仕組みづくりが必要である。

(2) 学内規程整備に関する点

転籍は、先に述べたとおり、「学校教育法施行規則」第百四十四条「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。」に従って実施されるべきものであり、特別転籍手続きが、明確な定めや規程に基づかずにおこなわれたことが問題であった。

「立命館大学学則」、「立命館大学教務事務取扱規則」は、学校教育法施行規則の主旨に明確な齟齬とは言えないまでも、転籍決定者の明確な定めがないことや規程に基づかない場合の審議方法や決定権者が定められていない。2008年度の特別転籍においては、転出学部長名で転籍許可通知が学生に渡される等の誤った事務上の取扱いがなされており、こうしたことは学則等で明確に定めるべきである。

また同様に、「大学設置基準」に定められている事項等で、「大学の定めるところにより」等の表現で大学での判断が必要とされている事項についても、大学での判断基準、審議する会議、決定者を明確にすることが必要である。

これらの規程整備は、学部運営・研究科運営、大学運営、法人運営上の会議および役職者の役割分担を明確にすることに繋がり、効率的で合理的な運営に必要で、組織の活性化、更には教育研究活動の活性化に寄与するものである。

・今後への教訓

今日、日本の大学は大きな転換期をむかえている。1990年代前半期に200万人であった18歳人口は、120万人まで減少するなかで高等教育機関への進学率が50%を超える大衆化の段階に到達した。日本の高等教育機関には、国際通用性ある教育への転換、世界水準の最先端の研究、高度専門職の育成、幅広い分野で活躍する知識人の育成等の多様な教育を社会から求められている。

あえて指摘すれば、約10万人の志願者、世界と日本で活躍する30万人の校友、地域

社会、産業界そして何よりも在校生および在校生の父母の信頼と期待に応える大学として、立命館大学にはその地位と役割にふさわしい品位ある行動が求められている。大学が社会的責任を果たす上でのコンプライアンスのあり方は、単なる法令遵守を超えて、法の趣旨を理解した上での責任ある組織行動のあり方が問われるようになっている。また、大学の社会的責任を意識し、社会の期待に応えるため、大学理念、行動規範、行動基準への遵守等コンプライアンスの考え方は大きく広がり、深みが一層出てきている。つまり、社会的説明責任が強く要請されている状況に鑑みた行動が大学に求められている。

これまで大学改革を積極的にすすめてきた立命館大学に対する期待は大きい。今回の特別転籍に関わる社会的反応の大きさを見ても、社会から注目の度合いが高いことが読取れる。本検証委員会は、学校法人立命館、立命館大学が、この度の特別転籍に関する社会的な批判を真摯に受け止め、教育機関としての責務を一層深く自覚し、社会的責任という観点を強くもって、何よりも学生の成長の為に今後とも、教育・研究の改善に向けて、より一層の努力を重ねていくことを強く期待するとともに、本報告書において指摘した諸課題の改善に努めるよう提言する。

以上

特別転籍に関する検証委員会

- 委員長 山本 眞一 (広島大学高等教育研究開発センター長・教授)
- 委員 東 幸生 (弁護士、あずま総合法律事務所)
- 肥塚 浩 (立命館副総長・立命館大学副学長)
- 中村 正 (立命館常務理事(教学担当)・教学部長)
- 仲上 健一 (立命館常務理事(財務担当))
- 吉田 美喜夫 (立命館大学法学部長)
- 見上 崇洋 (立命館大学政策科学部長)